

福建産連第 112 号
平成 27 年 2 月 17 日

福井県建設産業団体連合会各団体長 様

福井県建設産業団体連合会
会 長 松 田 七 男
(公 印 省 略)

発注関係事務の運用に関する指針について

平素より当会の業務運営につきまして、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について別添のとおり、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より(一社)全国建設産業団体連合会を通じて通知があり送付しますので、貴管下会員に対し周知方よろしく申し上げます。

記

1. 発注関係事務の運用に関する指針について

(1) 周知内容

公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」が策定され、発注関連業務を行う各省庁、地方公共団体及びその議会並びに発注関連業団体に周知されるとともに、民間発注者団体あてに参考送付されました。

(2) 国土交通省ホームページにおける広報

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html

(国土交通省 HP→土地・建設産業→品確法・建設業法・入契法等の改正 (2014/6/5))